

## さいたま市テニス協会「会則」

### 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、さいたま市テニス協会(以下、本会)と称する。

第 2 条 本会は、さいたま市内のテニス団体を統括し、テニスの普及発展と技術水準の向上を図ると共に市民の体力の向上とスポーツ精神を養い、テニスを通じて市民の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)テニスの普及発展のための事項
- (2)テニス大会の開催および技術向上強化に関する事項
- (3)テニス協会など他団体との交流に関する事項
- (4)その他本会の発展向上のため必要な事項

第 4 条 本会は、さいたま市内の所轄団体として、埼玉県テニス協会およびさいたま市スポーツ協会に加盟する。

第 5 条 本会の事務所は、さいたま市内の会長の指定するところに置く。

### 第 2 章 会 員

第 6 条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1)団体会員 テニス活動の主体をさいたま市に置き、本会に入会した団体。団体会員をもって本会の総会構成員とする。
- (2)個人会員 団体会員に所属し本会へ登録した個人。
- (3)賛助会員 本会を賛助する団体および個人

第 7 条 本会に入会する団体および個人会員は、所定の手続きにより申し込むものとする。また退会する団体会員は、所定の手続きにより届け出けるものとする。

第 8 条 会員は別に定める細則により年会費を納入する。

第 9 条 会員が本会則に違反するか、または、本会の体面に傷をつけた行為ありと認められた時は、理事会の決議により除名することができる。

### 第 3 章 役 員

第 10 条 本会の役員および任期は次の通りとする。

2. 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長 3名以内、理事 50名以内、監事2名、委員 必要数

3. 役員の任期は2年とし重任を妨げない。

4. 役員は任期満了でも後任者が就任するまではその職務を行う。また役員補充による役員の任期は前任者の残余期間とする。

第 11 条 会長、副会長の選任および職務は次の通りとする。

2. 会長、副会長は理事の中から総会で推挙する。
3. 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会の議長となる。副会長は会長を補佐し会長事故あるなど必要な場合は、その職務を代行する。

第 12 条 理事は団体会員から推薦し総会で選任する。別に会長は理事若干名を推薦することができる。

第 13 条 監事は総会で選任する。

第 14 条 理事の構成と職務は次の通りとする。

2. 理事は互選により理事長1名、副理事長3名以内、事務局長1名、常務理事 20 名以内を選任する。
3. 理事は理事会を組織し、総会決議事項を執行し、かつ会務を処理する。
4. 常務理事は理事会で定められた会務を執行する。
5. 理事長は理事会および常務理事会の議長となり、会務執行を掌握する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるなど必要な場合はその職務を代行する。
6. 事務局長は事務局を掌握運営する。

第 15 条 監事は本会会計を監査し、総会および理事会に出席し意見を述べる。

第 16 条 委員は本会の事務、普及活動、大会運営などの会務を処理する。

第 17 条 本会に名誉会長、顧問、参与をおくことができる。

2. 名誉会長、顧問、参与は総会で推挙し、会長が委嘱する。
3. 名誉会長、顧問、参与は総会および理事会に出席して諮問に応ずる。
4. 任期は2年とし重任を妨げない。

#### 第 4 章 会 議

第 18 条 本会の会議は総会および理事会ならびに常務理事会とする。

2. 会議は各構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3. 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。
4. 会議の構成員は書面もしくは電磁的方法により、または代理人に委任することにより、議決に参加することができる。

第 19 条 総会は会長が召集し、その目的、日時および場所を 10 日前までに書面もしくは電磁的方法をもって通知しなければならない。

2. 定時総会は毎年1回 4 月末日迄に開催し、次の議案を審議する。

- (1) 予算および決算
- (2) 事業計画および会務事務報告
- (3) 本会則で規定した事項
- (4) その他必要事項

3. 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または5分の1以上の団体会員から要請のあったとき、随時これを開催する。

第 20 条 理事会は会長が招集する。理事会は会務に必要な事項および緊急事項を審議し、これを執行する。  
2. 理事会処理事項でやむを得ない事情や緊急を要する場合は、常務理事会を開催し、この決定をもって運用し、後日、理事会の承認を受ける。

第 21 条 常務理事会は理事長が招集する。常務理事会は総会または理事会において委任された事項およびその他細目事項を審議し、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

## 第 5 章 会 計

第 22 条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1)年会費(団体会費および個人会費)
- (2)賛助会費
- (3)事業収入
- (4)その他の収入

第 23 条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる

第 24 条 予算は会計年度の始めに総会の承認を得て決定する。決算は会計年度の終了後、監事の監査を経て総会に報告しその承認を得なければならない。

第 25 条 変更および細則

2. 本会則は総会の議決がなければ変更することができない。
3. 本会則の執行に必要な細則は理事会で別に定める。

付 則

1. 本会則は平成 15 年 4 月 1 日施行する。
2. 本会則は平成 20 年 4 月 19 日から一部変更する。
3. 本会則は平成 29 年 4 月 23 日から一部変更する。第 6 条(1)の文書修正
4. 本会則は 2023 年 4 月 16 日から下記について変更する。
  - ・第 3 条 目的事項の追加
  - ・第 4 条 加盟団体の名称変更
  - ・第 6 条 会員の名称変更ならびに定義
  - ・第 7 条 入会は届出に変更
  - ・第 10、14、16、17 条 役員の定数と任期を規定
  - ・第 18、19 条 会議の招集および議決に電磁的方法を追加
  - ・第 20 条 常務理事会の緊急処理事項を追記
  - ・第 22 条 会員負担金を年会費と名称変更